

# 教育警察常任委員会

## 所管事項調査

- 1 犯罪情勢について  
資料1 犯罪情勢 ..... 1 頁
- 2 犯罪対策について  
資料2 犯罪対策 ..... 2 頁
- 3 110番通報の受理・指令の高度化等について  
資料3 110番通報の受理・指令の高度化等 ..... 3 頁
- 4 交通安全対策について  
資料4 交通安全対策 ..... 4 頁
- 5 大規模警備事象に向けた取組について  
資料5 大規模警備事象に向けた取組 ..... 6 頁
- 6 警察における犯罪被害者等支援の取組について  
資料6 警察における犯罪被害者等支援の取組 ..... 7 頁

令和4年12月13日  
警察本部

## 犯罪情勢

令和4年10月末の暫定値

## 1 刑法犯

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.10	前 同 期	年 比
総 数	認知件数	21,493	19,726	17,550	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	6,288	115	
	検挙件数	5,471	6,048	5,395	4,865	4,557	5,717	4,964	3,829	3,591	3,421	2,422	-442	
	検挙率(%)	25.5	30.7	30.7	32.1	32.3	42.8	44.1	37.1	42.0	46.2	38.5	-7.9	
重要犯罪	認知件数	133	131	115	91	98	85	98	77	71	97	84	1	
	検挙件数	89	80	86	74	95	80	85	73	71	87	74	8	
	検挙率(%)	66.9	61.1	74.8	81.3	96.9	94.1	86.7	94.8	100.0	89.7	88.1	8.6	
重要窃盗犯	認知件数	2,529	2,687	2,342	2,085	1,947	1,681	1,197	1,268	1,015	750	669	47	
	検挙件数	1,107	1,308	1,381	1,287	1,068	1,412	997	924	609	690	295	-352	
	検挙率(%)	43.8	48.7	59.0	61.7	54.9	84.0	83.3	72.9	60.0	92.0	44.1	-59.9	

重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

## 2 特殊詐欺

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.10	前 同 期	年 比
認 知 件 数		73	107	103	126	164	205	107	79	122	110	103	9	
被 害 額 ( 万 円 )		48,350	57,880	63,140	59,280	51,960	30,550	38,960	11,840	42,820	19,250	32,360	19,230	
検 挙 件 数		27	34	27	32	18	29	63	34	100	37	25	-2	

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいいます。

## 3 暴力団犯罪

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.10	前 同 期	年 比
刑 法 犯 検 挙 人 員		163	125	129	107	108	97	149	99	93	75	52	-7	
特 別 法 犯 検 挙 人 員		53	56	53	60	43	43	39	37	26	38	18	-9	
暴 力 団 勢 力		780	770	700	650	460	410	350	300	275	260			
団 体 数		32	27	25	24	22	23	22	21	19	18			

暴力団犯罪とは、暴力団勢力（暴力団構成員、暴力団準構成員等）による犯罪をいいます。

## 4 薬物事犯

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.10	前 同 期	年 比
覚 醒 剤	検挙件数	159	171	175	165	151	167	160	133	142	128	73	-25	
	検挙人員	115	133	140	128	106	99	84	85	79	77	37	-23	
大 麻	検挙件数	16	12	16	11	23	24	40	54	45	47	36	0	
	検挙人員	7	7	11	7	18	16	28	30	31	24	18	3	
そ の 他	検挙件数	6	7	9	14	12	5	5	4	8	11	15	3	
	検挙人員	1	5	4	8	5	2	0	0	5	5	4	2	

その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反」、「あへん法違反」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

## 5 来日外国人犯罪

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.10	前 同 期	年 比
刑 法 犯	検挙件数	362	295	253	314	114	150	92	146	160	124	62	-42	
	検挙人員	115	96	77	73	51	71	67	68	92	85	49	-22	
特 別 法 犯	検挙件数	44	37	64	44	59	43	74	66	98	113	47	-45	
	検挙人員	25	32	49	35	33	28	53	52	68	68	34	-18	

来日外国人とは、国内に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいいます。

# 犯罪対策

## 1 子供を守る取組の推進について

### (1) 不審者情報の認知件数

ア 本年10月末の認知件数は、655件（前年同期比-118件）

イ 不審者情報のうち、小学生を対象としたものが、全体の約3割から4割（前年同期比-38件）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4. 10末	前年同期比
不審者情報認知件数	825	1,089	925	834	926	655	-118
うち、子供に対するもの	426	550	507	394	419	294	-39
未就学	9	10	12	6	8	6	-1
小学生	288	386	357	250	274	179	-38
中学生	129	154	138	138	137	109	±0

※複数名を対象とした不審者情報は、主たる被害者の学級を計上

### (2) 対策

ア 登下校時間帯に重点を置いたパトロールや防犯ボランティア団体等と連携した見守り活動の強化

イ 教育委員会、学校、地域住民等との不審者情報等の共有や各種媒体を活用した情報発信による注意喚起及び防犯教室の実施

ウ 性犯罪の前兆となる声掛け、つきまとい等の行為者に対する指導・警告措置



【警戒活動】

## 2 特殊詐欺対策の推進

### (1) 現状

ア 本年10月末の認知件数は103件、被害額は約3億2,360万円（前年同期比+9件、+約1億9,230万円）

イ 依然として被害者に占める高齢者の割合が高水準（被害者の78.6%が高齢者）

ウ 被害の中でもオレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺盗における高齢者被害の割合は、それぞれ9割以上

特殊詐欺被害状況（過去5年）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4. 10末	前年同期比
認知件数	205	107	79	122	110	103	9
高齢者被害件数	85	55	51	94	90	81	2
高齢者被害割合	41.5%	51.4%	64.6%	77.0%	81.8%	78.6%	-5.4

高齢者の手口別被害状況（令和4年10月末）

	オレオレ	預貯金	架空料金請求	融資保証金	還付金	キャッシュカード詐欺盗	交際あつせん
認知件数	15(9)	14(5)	46(23)	3(2)	16(-18)	8(-12)	1(1)
高齢者被害件数	15(9)	13(4)	29(19)	1(1)	15(-19)	8(-12)	0(±0)
高齢者被害割合	100.0%	92.9%	63.0%	33.3%	93.8%	100.0%	0.0%

※ () 内の数値は、前年同期と比較した増減数

### (2) 対策

ア 県民の警戒心・抵抗力を向上させるための防犯指導・広報啓発の推進

イ 犯人からの電話等を直接受けないための環境整備の促進

ウ 金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化



【広報啓発活動】



【特殊詐欺被害防止川柳コンクール】

## 110番通報の受理・指令の高度化等

### 1 通信指令システムの概要及び高度化

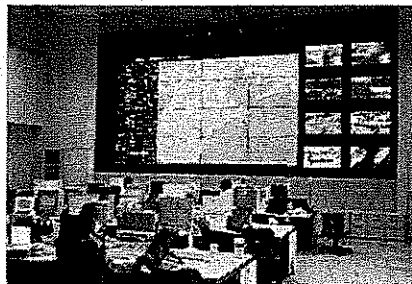
#### (1) 概要

初動警察活動に必要な各種情報を一元的に管理運用して、警察活動を支援するシステムで、110番通報の受理、警察署やパトカーに通報内容を送信したり、パトカーから現場の映像を警察本部等に送信することが可能です。

リース期間満了に伴い、令和5年3月1日から高度化更新して運用予定です。

#### (2) 高度化の内容

- ア 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）との連携
- イ パトカー前後方撮影用カメラの搭載
- ウ 庁内LANとの連携



### 2 「110番映像通報システム」の試行運用の開始

#### (1) 概要

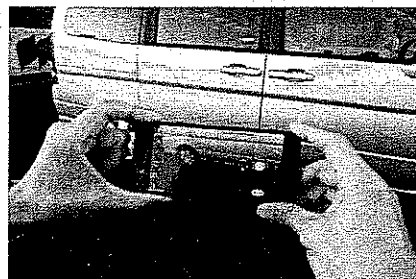
110番通報者の協力により、現場の状況を撮影した映像等の送信を受けることで、警察官が現場に向かう前に視覚で現場の状況を詳細に把握することが可能となり、現場対応に必要な態勢の早期確立や、事件事故の解決に必要な情報の手配をより効果的に行うものです。

令和4年10月1日から試行運用を開始

#### (2) 運用実績

令和4年10月 0件  
令和4年11月 36件

(行方不明等19件、交通関係8件、犯罪情報3件、山岳遭難2件、刑法犯2件、けんか・口論2件)



### 3 「110番通報制度」の広報

110番通報の中には、警察官の出動を要さない要望苦情相談等の不要不急の通報が含まれていますが、この通報は真に警察官の出動を必要とする通報への対応を遅延させることとなることから、適切な110番通報を呼び掛ける広報を行っています。

○不要不急の110番通報の割合

	受理件数(件)	不要不急の通報(件)	割合(%)
令和3年	90,650	12,483	13.8
令和4年10月末	82,654	12,548	15.2

## 交通安全対策

## 1 令和4年中の交通事故情勢（10月末までの暫定値）

○本年10月末現在の交通事故情勢は、死者数は48人で前年同期と増減はないものの、人身事故件数、負傷者数は増加しています。

区分	令和4年10月末	令和3年10月末	増減	増減率(%)
人身事故件数	2,397件	2,214件	183	8.3
死亡事故件数	47件	45件	2	4.4
死傷者数	3,042人	2,771人	271	9.8
死者数	48人	48人	0	0
負傷者数	2,994人	2,723人	271	10.0

○当県における本年10月末現在の死亡事故（47件48人）の内訳を見ると、

- ①高齢死者が約6割
- ②歩行中、自転車乗用中の死者が約5割を占める
- ③飲酒運転が絡む事故が増加

という傾向が認められます。

## 死亡事故の特徴

◆ 死亡事故	47件	◇ 死者	48人
○事故類型別		○高齢死者	30人(62.5%)(-2人)
人対車両	15件 (-1件)	自動車乗車中	12人 (-1人)
車両相互	17件 (-3件)	二輪車乗車中	1人 (-5人)
車両単独	14件 (-1件)	自転車乗用中	5人 (-1人)
○路線別		歩行中	12人 (-1人)
高速道路等	4件 (-3件)	○交通弱者	23人(47.9%)(-2人)
国道	13件 (-3件)	自転車乗用中	8人 (-1人)
県道	7件 (-5件)	歩行中	15人 (-1人)
○原付以上第一当事者事故		うち夜間	8人 (-3人)
飲酒運転	4件 (-4件)	うち反射材着用	1人 (±0人)
高齢運転者	17件 (±0件)	○自動車乗車中死者	20人 (-5人)
若年運転者	6件 (-3件)	うちシートベルト非着用	8人

## 子供の人身事故発生状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4.10	前年同期比
人身事故件数	177	128	103	76	80	77	14
死傷者数	461	340	259	190	180	162	14
死者数	2	0	1	0	0	1	1
負傷者数	459	340	258	190	180	161	13

## 2 子供の交通安全の確保

### (1) 子供が関係する交通事故の特徴

本年10月末の15歳以下の子供の死者数は1人となっています。

人身事故は、77件で前年同期と比較すると14件増加しており、負傷者数の約4割が自転車乗用中、約1割が歩行中です。

登下校中では、小学生が10件、中学生が24件発生しています。

### (2) 子供の交通安全教育

心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進しています。

幼児には、幼稚園や保護者等と連携し、紙芝居等の視聴覚教材を利用するなど分かりやすい指導を行っており、児童には、小学校やPTA等と連携し、自転車の基本的な交通ルールや道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための指導を行っています。



### (3) 通学路対策の推進

昨年6月、千葉県八街市で発生した下校中の小学生が死傷する事故を受け、教育委員会、学校、道路管理者等と連携し、新たな観点も踏まえた通学路の合同点検を実施しました。これにより、歩行者用灯器増灯、横断歩道新設など警察が対応する448か所が把握され、本年10月末現在439か所の対策を終えています。令和5年度に実施する1か所を除いて、本年度中に全ての対策を終えるほか、移動オービスを活用し、子供の通行が多い生活道路等における交通指導取締りも行っています。

## 3 高速道路における交通安全活動

### (1) 高速道路等の交通事故発生状況

本年10月末現在、高速道路等における交通死亡事故は4人で、前年同期と比べ3人増加しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4.10	前年同期比
人身事故件数	215	192	142	65	67	82	35
死亡事故件数	8	7	5	3	3	4	3
死者数	10	8	5	4	3	4	3

### (2) 道路管理者と連携した交通安全対策

道路管理者と合同で、交通死亡事故等の発生場所や交通事故の多発地点の現場点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、パトロールを強化しています。特に逆走事案や、中央分離帯がない対面通行区間における対向車との事故が発生していることから、対向車線へのはみ出しを防止するために道路中央部へワイヤロープの設置等を推進しています。

### (3) 安全利用のための広報啓発活動

高速道路の安全利用のため、関係機関・団体等と連携し、交通事故の発生状況や違法駐車等の危険性等に関する広報啓発活動をはじめ、他県で発生した大型バスによる事故を踏まえたバス乗務員への安全指導を実施しています。

### (4) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

著しい速度超過や車間距離不保持等の悪質・危険性の高い違反に重点を置いた取締りや、隣接する県警察と連携した活動を推進しています。また、全ての座席でのシートベルト等の着用を促す声掛けを行うとともに、シートベルト着用義務違反の取締りを強化しています。

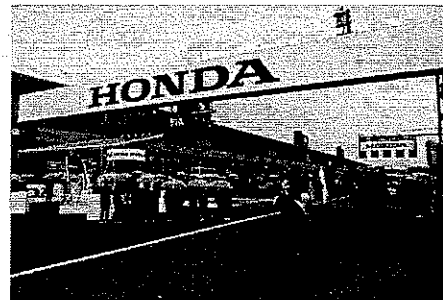
# 大規模警備事象に向けた取組

## 1 最近の大規模警備事象（県内）

平成28年	第42回主要国首脳会議伊勢志摩サミット
平成30年	平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
平成31年 （令和元年）	天皇陛下（現上皇陛下）の御退位に伴う神宮親謁の儀 天皇陛下の御即位に伴う神宮親謁の儀
令和3年	東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー 第9回太平洋・島サミット（中止） 三重とこわか国体・三重とこわか大会（中止）
令和4年	秋篠宮皇嗣同妃両殿下の立皇嗣の礼後神宮御参拝



【警衛警備】

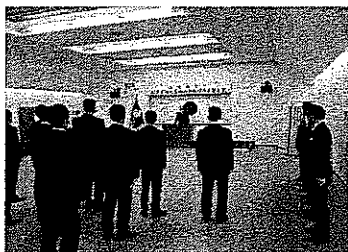


【警護警備】

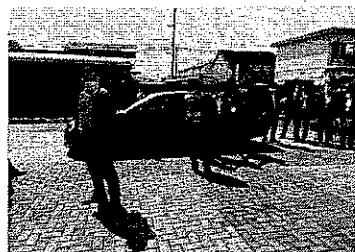
## 2 今後の大規模警備事象（県内）

令和5年	G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合
令和7年	第44回全国豊かな海づくり大会

## 3 警備諸対策



【警備対策室の設置】



【警護訓練】



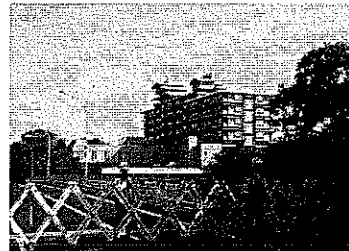
【部隊訓練】



【公共交通機関との合同訓練】



【爆発物原料対策（ロールプレイング型訓練）】



【警戒警備（伊勢志摩サミット時）】

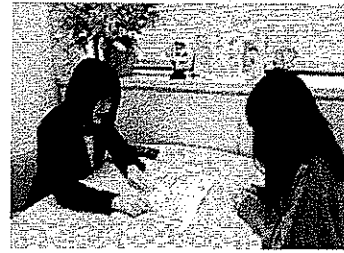
# 警察における犯罪被害者等支援の取組

## 1 犯罪被害者等への配慮及び情報提供

犯罪被害者やその御家族又は御遺族に寄り添った支援を行うことができるよう被害者支援要員329名（令和4年4月1日現在）を指定し、各種支援活動を行っています。

（主な支援活動）

- 病院、裁判所、検察庁等への付添い
- 心配事の相談受理
- 「被害者の手引」の交付及び刑事手続等の説明
- 定期的な被害者連絡の実施
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関・団体の紹介



【刑事手続等の説明（イメージ）】

〈被害者支援要員による支援状況〉

年中	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年(10月末)	前年同期比
対象者数	228人	197人	208人	213人	267人	182人	-6人

## 2 精神的被害の回復への支援

臨床心理士の資格を有する部内カウンセラーを配置し、犯罪被害者等の要望に応じたカウンセリングを実施することにより、精神的被害の回復、軽減を図っています。

〈部内カウンセラーによるカウンセリングの実施状況〉

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年(10月末)	前年同期比
対象者数	16人	28人	14人	24人	25人	24人	9人
実施回数	26回	40回	19回	47回	98回	61回	5回

## 3 経済的負担の軽減に資する支援

### ○ 公費負担制度

犯罪被害者等は、犯罪被害による予期せぬ医療費等の負担を強いられることから、診断書料、初診料、緊急避妊処置費用等を公費により負担しています。

〈公費負担状況〉

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年(10月末)	前年同期比
対象者数	28人	21人	35人	27人	27人	20人	7人
支出額	約19万8千円	約22万7千円	約31万7千円	約27万4千円	約40万8千円	約40万7千円	約20万7千円

### ○ 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、犯罪被害者等給付金を支給しています。

〈裁定状況〉

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年(10月末)	前年同期比
裁定件数	2件	4件	2件	4件	7件	2件	-2件

## 4 県民の理解の増進

関係機関・団体と連携した広報啓発活動や中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っています。



【「犯罪被害者週間」における広報啓発活動】



【「命の大切さを学ぶ教室」の開催】